

平成30年12月18日

退職者の就職に関する届出について

職員就業規則第26条の3に基づき、退職後の就職について届出のあった者を報告する。

対象期間：平成30年5月1日～平成30年10月31日

No.	役職名	再就職の 約束をした日	退職日 (予定日含む)	再就職要求日・ 応募日等 (注1)	再就職日 (予定日含む)	再就職先の業務内容	再就職先における地位	再就職援助内容 (注2)
1	審査専門員	H30.5.13	H30.6.30	H30.3.20	H30.7.1	医療用医薬品、医療機器の開発・輸入・製造・販売	Specialist Drug Safety	無し
2	主任専門員 (調整担当)	H30.7.8	H30.8.31	H30.7.8	H30.9.1	ヘルスケア領域のベンチャー企業への投資事業	未定	無し
3	審査専門員 (臨床医学担当)	H30.7.10	H30.8.31	H30.6.13	H30.9.1	新薬開発	Assoc Prin Scientist	無し
4	審査専門員	H30.7.13	H30.8.31	H30.6.26	H30.9.1	新薬の承認申請など	開発薬事部薬事スタッフ	無し
5	調査専門員	H30.7.24	H30.8.31	H30.4.17	H30.9.1	動物用医薬品の研究・開発	Project Leader Research	外資系企業 就職支援

注1：再就職を約束した日以前の在職中において、再就職先に対し、最初に再就職先の地位に就くことを要求した日のほか、企業等が公募するものに対し自主的に応募した日等

注2：退職後の就職の援助を行った者の当該援助の内容

※注1～2は、就業規則改正により、平成30年1月1日より届出が必要となった項目